



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068

http:// www.  
okamoto-pat.jp/

2022 APRIL / 252号

## ★ マルチマルチクレームの制限 ★

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部が改正され、令和4年4月1日から特許出願及び実用新案登録出願において、マルチマルチクレームは認められなくなります。したがって、同日以降にする特許出願にマルチマルチクレームが含まれている場合、第36条第6項第4号（委任省令要件）違反の拒絶理由となります。

### 1. 「マルチマルチクレーム」とは

「マルチマルチクレーム」というのは、「他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項（マルチクレーム）を引用する、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用する請求項」をいいます。例えば、下図左側の請求項4が典型的なものです。改正前の日本では認められていましたし、ヨーロッパでは現在も認められています。しかし、アメリカ、中国などでは認められていません。そのため、アメリカや中国出願に際して、日本式のクレームを自発修正したり、拒絶理由通知を受けて修正したりした経験をお持ちの方は多いはずです。

マルチマルチクレームは書く側としては非常に便利なのですが、審査する側は大変な労力が必要となります。そこで、今回、審査促進及び外国との調和を図るためにマルチマルチクレームが日本でも禁止されることになりました。

### 2. マルチマルチクレーム検出用ソフトの提供

われわれ日本人出願人は長年マルチマルチクレームに慣れ親しんできましたので、急に禁止といわれてもつつい書いてしまいそうになります。そこで特許庁はマルチマルチクレーム検出ツールを無料で提供しています。以下のリンクから、直接ダウンロードすることができます。

<https://www.jpo.go.jp/system/patent/shinsa/letter/multimultichecker.html>

インストールすると、次のような画面が現れますので、起草中のクレームを貼り付けてマルチマルチクレームになっていないか、確認することができます。

※一部のマルチマルチクレームは検出できない又は誤検出する場合があります。  
※本ツールは外部と通信することなく動作するため、オフライン環境で利用することが可能です。

### 簡易マルチマルチクレームチェッカーVer.1.0

請求項入力	結果
【請求項1】 特定構造のボールベアリング。 【請求項2】 内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。 【請求項3】 外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。 【請求項4】 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。 【請求項5】 前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。	マルチマルチクレームとして検出された請求項：請求項4 上記の請求項以外でマルチマルチクレームを引用する請求項：請求項5 ----- 【請求項1】 特定構造のボールベアリング。 【請求項2】 内輪がステンレス鋼である請求項1記載のボールベアリング。 【請求項3】 外輪がステンレス鋼である請求項1又は2記載のボールベアリング。 【請求項4】 外輪の外側に環状緩衝体を設けた請求項1から請求項3のいずれか1項に記載のボールベアリング。 【請求項5】 前記環状緩衝体はゴムである請求項4記載のボールベアリング。

請求項5はそれ自体マルチマルチクレームではありませんが、マルチマルチクレームの4項を引用しているため、拒絶理由の対象となります。